

金融を巡るひとつの試論 : 決済業務に着目して

| | |
|----------|---|
| その他のタイトル | One Aspect of FINANCE related with Settlement |
| 著者 | 原田 輝彦 |
| 雑誌名 | 関西大学経済論集 |
| 巻 | 72 |
| 号 | 3 |
| ページ | 97-117 |
| 発行年 | 2022-12 |
| URL | http://doi.org/10.32286/00027667 |

論 文

金融を巡るひとつの試論

— 決済業務に着目して —

原 田 輝 彦

キーワード：決済 資金仲介機能 商取引 経済秩序 法貨信用の基礎 決済を巡る最新事情

本研究の一部は、2020年度 関西大学学術研究員研究費によって行った。

This research was financially supported by the Kansai University Fund for Domestic and Overseas Research Fund, 2020.

1 はじめに

金融は実体経済を支える重要な役割を担っている。筆者は金融を巡るひとつの試論として先に「金融実務と検査に着目して」を著した〔原田2022〕。本稿は当該論攷を発展させ、①「金融機関が提供する決済」を巡る論点一般を概観すると共に、②伝統的には専ら金融機関が担って来た決済業務が長足の進化を遂げつつある FinTech¹⁾ 等に象徴される“新卒の決済 System”の一端を紹介しながら、③〔原田2022〕を発展・補完する意図を伏在させつつ、決済を巡る今日の状況を祖述したい、と考える。言うまでもなく、金融は実体経済領域で製造業・非製造業、その他の業態を問うことなく、事業活動開始・継続に必要な不可欠である資金仲介機能を担っている。具体的に述べると、「銀行・証券会社が資金需要者（社）に資金循環機能 / Cash Flow 循環を金利、手数料等一定対価徴求と引換で提供することにより、実体経済が成り立つことが広く知られている。金融機関は、今日では公共財としての機能²⁾を適時・的確に発揮するためには、当該業務運営が〈金融経済の専門家〉として社会一般か

1) <https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i25.htm/>

2022年9月1日 閲覧

2) 経済学は、消費活動を巡る非競争性と非排除性という2つの性質を有する財や役務(=サービス)を公共財と呼んでいる。非競争性とは例として公園・河川敷等公共の場で開催される花火大会等は、別に

ら明示的にも黙示的にも期待されている専門機能に裏打ちされた仕事が行われることが過去にも増して一層求められている³⁾。』[原田2022 35頁]

そこで、本稿では「金融機関が提供する決済」を巡る論点一般を概観することから始める。

▽入場券購入等眺望する権利を購入しなくても花火を見ることは可能であることを呼ぶ。更に、番組にスポンサーが付き、広告収入を得て番組を放映する民間放送（日本では受信料を視聴者が支払う義務がある特殊法人のNHKが放映する放送形態も併存しているが、ここではこれ以上説明を行わない）等のように、ある特定個人・特定団体等が当該役務（サービス）を消費したとしても、これらの第三者が消費する量が減少することがないものもある。これに対して、排除性とはプロ野球・プロサッカー、大相撲等興行現場では試合観覧・観戦には予め入場券購入が必要であり、観覧・観戦が許されるために市場で取引される財や役務（＝サービス）が具体例として挙げられている。

非競争性と排除性という両方の特質を有する典型的公共財としては、国防（＝外国軍隊から受ける可能性がある侵略を予防、乃至実力排除する使命を有することは、言うまでもない）・警察・消防等の国民・県民（府民・道民・都民）・市民等が安全、安心して平穏な市民生活継続を保障する職能を有する公共的機能を例示することができる。

- 3) 広い意味での消費活動を想定するとき、これら非競争性と非排除性とを同時に有する公共財を利用する経済主体の中には事柄の性質上、当該広義の財・役務（サービス）生産コストを負担することなく、恩恵だけを享受しようとする利用者（経済学ではこれをFree Rider/フリーライダーという）が自然に発生する。需要と供給が均衡することで、ある財の取引価格と数量の双方が自動的に決定される市場経済System≒資本主義体制では利他性だけが先行し、利己の関心が等閑視され勝ちであることから、市場Mechanismに委ねていれば、各種の公共財はその供給量がともすれば過少になることが良く知られている（例えば、119番に電話してタクシー代わりに救急車を利用する不届者等）。すなわち、公共財とはその名称が示す通り、市場取引により“神の見えざる手-Invisible hand-”によって取引量と取引価格が自動的に決定される私的取引により供給されるのではなく、公共セクターである政府（中央政府・地方政府、広域事務組合等も含む）が当該役務（サービス）を直接提供する方が適切である。

この文脈の延長線上に位置付けられるものとして、民間銀行は当然のこととして日本政策投資銀行等公的金融機関に分類される金融業を規律する本稿で論じている金融庁等に代表される政府組織から様々な分野・領域にまで及ぶ公の関与がなされていることに留意すべきである。この本質を換言すると、特に預金者によって供与されている資金を基礎にして（株式会社である以上、勿論株主による出資金もビジネス活動原資となっていることは自明である）経営されている対価を得て顧客に対する各種の金融サービスそれ自体は、本来の意味に於ける公共財ではない。しかしながら、当該各種金融サービスは確かに〈公共財〉ではないものの、その一方で高度に発達した貨幣経済を確実・安全、かつ正確に廻して行く上で国民経済上も、極めて重要な機能を果たしており、信用機構そのものである以上、政府による監督が必須であることは、多言を要しない。

2021年に何度も繰り返して、ATM/Automatic Teller Maschine：現金自動預払機でシステム障害を立て続けに起こしたみずほ銀行に対して主務監督官庁である金融庁が、みずほFinancial Group全体に及ぶ銀行検査結果を踏まえた行政処分がなされたことに加えて、経営責任を取り、Financial Group複数経営者が退任を余儀なくされた。このことは、銀行が果たすべき重要な社会的役割のひとつである預金出納事務・為替取引事務等の銀行固有業務を正常かつ迅速に完遂できなかったことを与信業務原資に関わる不備・不手際という視点から、銀行業の本質（信用創造機能）を毀損していることを示している。標記〈金融Systemに社会から寄せられている信用・信頼〉こそが、銀行業務運営の根本であることを考えれば、遺憾な出来事である。

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210615/k10013085671000.html?utm_int=news-new_contents_list-items_038

2 「金融機関が提供する決済」を巡る論点

決済とは「商品売買あるいは金銭貸借により生じた債権・債務関係を、債務者が支払義務を果たすことによって消滅させること」⁴⁾である。このように、決済それ自体が含意している概念はこれ以上でも、これ以下でもなく、簡潔明瞭な定義である。しかしながら、決済は確かに「法律の上ではこの定義通りに“負債を免除する方法”」であるに過ぎないにしても、時代の新旧・洋の東西を問わず、もし決済が円滑に機能しないならば、実体経済活動も事実上、全てが危殆に瀕することになる。

典型的には実体経済活動そのものである（i）商取引も、（ii）生産活動も、（iii）労務提供の代償として雇用主↔被雇用者間で年俸・月給・日給・時給等支払タイミングは種々多様ではあるにしても、雇用関係の開始・継続・維持・終了等を含めて社会（＝会社・役所・学校・病院等々）で現実に営まれているあらゆる経済取引の局面で〈経済秩序を機能させている基本原理・原則〉を破ることは明白であることに注目しなければならない。殊に、金融市場（or 資本市場）の主たるプレーヤーである金融機関が法人・個人等その顧客業態を問うことなく、事業活動開始・継続（停止・廃業等を含めて）に必要な不可欠な資金仲介機能を古来から担い続けて来た役割に徴するならば、起こり得べき決済不能あるいは決済障碍に対しては十全の備えが必要になることは自明の理であろう。先行業績の1冊として読み進めた最新刊書本文から引用するまでもなく⁵⁾ a.「決済は手品のようなもの」であり、実際にお金を動かさずに、何故支払うことができるのか？ b.「今も昔も変わらない銀行の役割」。c.「お金を生み出す魔法」等の記述内容を素材にして、私見を述べる。

a. 「決済は手品のようなもの」

ロンドン地下鉄交通局⁶⁾で現実に起こった決済秩序を紊乱した、という理由で提起された刑事事件を用いて「決済は手品のようなもの」というタイトルで事柄が説明されている。日本ではSuica/スイカ、Pasmo/パスモ等の愛称で知られる2000年代初頭に開発されて、2020年代の今日では、東京・大阪・名古屋等三大都市圏域内は固より、札幌・仙台・京都・

4) 金森・荒・森口編『経済辞典』有斐閣 2013年。p.313、下線は筆者による。

5) Leibbrandt, Gottfried, de Teran Nattasha “The Pay Off — How Changing the Way We Pay Changes Everything —” Elliott & Thompson Limited, 2021

6) <https://tfl.gov.uk/> → <https://tfl.gov.uk/fares/how-to-pay-and-where-to-buy-tickets-and-oyster-pay-as-you-go/oyster-pay-as-you-go?intcmp=55536>

2022年9月7日閲覧

神戸・福岡等地方大都市圏にも広く普及している非接触型共通 IC カード⁷⁾に基づき営業されている公共交通インフラ利用を巡るトラブルを用いて考察されている。本稿は電子工学等を巡る自然科学分野の論考ではないので、専ら経済学的観点から internet を介してロンドンで起こった事案を説明する。概要は、以下の通りである。

事案 a. の 1 【決済情報確認：車内検札】

3 の 1 Financial Times 編集者である某女史は、ロンドン地下鉄（バス等の公共交通機関も一体化して経営している）約款に従い、乗車前に Smartphone (iPhone) を経由して、バス料金通り £1.5 を支払って乗車した。偶々車内検札に遭ったので、乗車券購入時に決済 Smartphone 電子画面を示したものの、その時点で初めて決済に使用した Smartphone 内蔵電池充電容量がゼロになっていることに気付いた。

3 の 2 車内検札係に不正乗車の疑いを掛けられた女史は、後日自らの iPhone と決済紐付けされている銀行預金口座 Cash card を示して確かに電子決済が完了しており、自分は不正乗車をしていないことを証明したものの、当該 Cash card が偶々ロンドン地下鉄交通局には未登録カードであったため、当局は「女史が実際に当該乗車区間を乗車した証拠はない」として訴追した。

3 の 3 某女史が法律上も、電子データ記録上も瑕疵なく、当日当該乗車の対価決済を完了していることが証拠上確認されているにも拘わらず、第一審では有罪とされたので罰金 £476 支払う理不尽を強要された⁸⁾。上訴審が開かれ、最終的着落きは被告人無罪となった。罰金刑が取り消され、£476 は被告人宛て還付された。妥当な結論である。

(出所)：“The Pay Off — How Changing the Way We Pay Changes Everything —”

このように如何にも馬鹿げた標記遣り取りから導き出される教訓は、目には見えない電子情報を公共交通ビジネス現場に於いて機能させる社会的共通資本のひとつに取り込んでしまった結果（抑々運賃支払と引換で紙製切符を乗客に発行するという長らく継続して来た習慣も併用されていれば、起こり得ない）、ある意味運が悪いことには裁判沙汰にまで発展した椿事を決済の視点から吟味すれば如何なる着落きになるか。言うまでもなく、2020年代の

7) 日本政策投資銀行 <https://www.dbj.jp/pdf/journal/jour25.pdf>

2022年9月7日 閲覧

8) 私事ながら、私の娘は New York で勤務している。ある日のこと。娘から国際電話が掛かって来て、「地下鉄改札で（同種）トラブルがあって、出札係員と協議する事態になった。今、この現場に弁護士を呼ばなくても良いか？」。

日本の感覚では、そこまで事態が拗れることは余程のことがない限り想定され難いので、抵抗することなく先方指示に従い、僅々@数ドル程度の出捐で債務は完済（＝決済）される以上、改札口を出て状況を穏便に終わらせたエピソードも現実には存在している。

只今現在に於いては高度に進化し、もはや社会インフラになっている internet 環境を通して謂わば「電子的に帳簿に記載された事項が real time base にてこれまた電子的に自動書換・変更される仕組み」に置き換えられた決済（＝前出「商品売買あるいは金銭貸借によって生じた債権・債務関係を債務者に課されている支払義務を果たすことによって消滅させること」）が、過去から継続されて来た複式簿記原理が PC Server 上でこれまた杓子定規に適用されて裁判沙汰にまで発展した、という至極単純明快な話柄であるに過ぎない⁹⁾。このように、今日の公共交通営業現場では例外的取り扱いになった現金授受される場合を除いては、実際にマネーが物理的に移動することなく、法律上は当該マネー所有権が帳簿上で複式簿記原理に基づいた極めて杓子定規な帳簿記入に変更されたにしか過ぎないことで決済が完了したということになる。

もう1つ、この本の中では嘗て金本位制度が機能していた時代、本位貨幣であり、各国法貨信用の基礎を構成していた“金の延べ棒”監理に関する実情についても説明されている。

事案 a の2 【法貨信用の基礎】

独立主権国家諸国それぞれの経済は、今日、古典的意味に於ける本位¹⁰⁾ 制度に基づいて発券・流通している中央銀行券は見られず、管理通貨制度¹¹⁾ が de facto standard 化している。1930年代半ば頃までに消滅した金本位制度下、金（ゴールド）現物が国境を越えて遣り取りされるような事態は、然程頻繁に起こった訳ではない。金（ゴールド）現物には、それ

9) 長らく続いて来た紙切符を出札係員が乗客（運送契約役務受益者兼債務者）から対面で受け取り、毎日毎日当日 A 駅↔B 駅間所要運賃を正しく支払って来たか否か。キセル乗車等不正行為が行われていないか否か等々、運賃精算事務が公共交通現場では重要事務の一環として行われて来た歴史がある。IC 乗車券利用が公共交通事業現場では現金 or 紙製切符等可視的料金支払手段に代わり、極一般化した今日、嘗てこれら単純かつ不毛で非生産的事務（審査事務）を正しく遂行する所作は、複式簿記仕訳上は「諸勘定明細補助簿上、ある特定口座の借方記入と同時に、当該特定口座相手勘定の貸方に同額を正しく記入する」ことにより演繹されていたが、今日では電子データが自動的かつ瞬時に集計される仕組みに止揚されている。

10) 独立した主権国家では、当該国家固有の貨幣制度を「(当該国家で通用する) 貨幣単位の内容を定める基準である“本位”との関係を基礎に指定して定義している。この意味に於ける基準を、法律で定められた“本位”として貴金属である一定の品位を満足する金銀の量目（重量）に連動させる経済慣行が、1930年代半ば頃までに観察されていた。本位が金であれば、金本位制度。銀であれば銀本位制度と呼ぶ。本位がこれら「一定量の金銀」と連動する建付を止め、無関係であれば「自由本位」制度である。

本稿でこれらに纏わる「貨幣論の本質」を論じる十分な紙幅はない。機会を得て、別稿で深耕したい。

11) 前脚注で述べた金本位制度を典型例とする“正貨（＝金現物）”準備量と、国内流通通貨量相互間に於ける相互調節関係が切断され、中央銀行等通貨当局によって管理・調整されている通貨が「管理通貨」である。1920年代半ば、ケインズにより着想され、具体化したのは1930年代である。2020年代の今日になるまでもなく、爾後殆どの主権国家（EU/ 欧州連合等、通貨主権を域内共通通貨中央銀行に委譲している超国家的国際金融機関を含む）が本件制度に基づいて金融・財政・貿易・投資制度を運営し

ぞれの「金の延べ棒 / Bar」1本毎に固有の Serial Number が刻印されている。その理由は、個々の Bar そのもの自体が大変高価な有価物であることから、現物売買・担保提供・移転等に伴う「Bar の現送」時は固より、日頃行われる厳密な現物保管・管理等にも厳密な上にも厳密な取扱が必須であるためであった。このように〈法貨信用の基礎〉を保障する現場でも、事案 a. の1解説で書いた通り「複式簿記仕訳上は諸勘定明細補助簿上、ある特定口座借方記入と同時に、当該特定口座相手勘定の貸方に同額を正しく記入することにより処理されていた事務」が今日では前述〈電子データが自動的かつ瞬時に集計される仕組み〉が個々の Bar 管理にも応用されているのである。つまり、時折は然程大量ではない金（ゴールド）現物が大金庫内登録保管場所 A → B に移動されることはあるにしても、金本位制度（Gold Standard）時代にこれまた時折は実施されていた Bar 現物が大量に大西洋を越えて一度に現送される時代ではなくなった、という事例が説明されているのである。

なお、21世紀20年代の現在、世界的に見て金準備の大半を保管しているのは、もはやイギリスではなくアメリカである。アメリカ連邦準備銀行（FRB¹²⁾）による金（ゴールド）現物管理も、前述した「帳簿上で複式簿記原理に基づいた帳簿記入」に基づいて管理されている。このあたりを巡る歴史を紐解くと、以下のように書かれている。

イギリスは「世界の工場」¹³⁾として、19世紀後半～20世紀初頭時点で、金（ゴールド）現物は①国境を越えた商品売買である貿易取引の対価として、あるいはスエズ運河建設等潤沢に蓄積されていた資金を運用すべく、②海外直接投資収益送金対価として世界中からロンドン金融街に出入りしていたポンド建て収益は、最終的には正貨たる金（ゴールド）現物としてイングランド銀行¹⁴⁾本店地下大金庫に保管された。第一次世界大戦

を要している。ケインズによって着想された当該制度は、正貨準備量増減によって機械的に伸縮される〈自動的金融機構〉から解放された結果として、政策目標に従って、通貨当局が合理的に国内（域内共通通貨圏）通貨流通量を管理・調整することが可能となった。「自由本位制度」にある個別主権国家（域内共通通貨圏）内にあつては、伸縮自在にマクロ経済政策運営目的に裨益する裁量的金融・財政・経済政策等を推進するに際しての free hand (s) を与えられたことになる。

12) <https://www.federalreserve.gov/>

2022年9月8日 閲覧

13) <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uc1.c3470751&view=1up&seq=821>

2022年9月10日 閲覧

工業生産の世界的中心地を形容する用語。産業革命を背景として、19世紀世界で栄えたイギリスを指したが、2010年に日本を抜き、GDP 世界第2位の座にまで上り詰めた中国を指す場合が多い。改革開放政策が奏功し、2001年12月には宿願であった WTO 加盟に成功した中国は、爾後驚異的経済成長を遂げた。また、秦・漢等2000年以上に及ぶ長い歴史を通じて、中国が世界の覇権を握っていた文脈で「パックス・シニカ」(Pax Sinica) と呼ばれることもある。

14) <https://www.bankofengland.co.uk/about>

2022年9月10日 閲覧

を経る頃には、イギリス・フランス等連合（協商）国側に立って1917年の参戦後は特に戦費調達と軍事力行使等戦争を主導して遂行したアメリカが国際金融世界に於ける主導権を19世紀以来、長らく持ち続けて来たイギリスから継承した。アメリカは第一次世界大戦開始前には国際金融上の債務国であったが、1918年11月ドイツ・オーストリア等同盟国側の敗北により終戦を迎えて以降純債権国となった。第二次世界大戦後は、イギリスを含む欧州諸国が戦災を受けて疲弊し、マーシャル・プラン¹⁵⁾をはじめとするアメリカによる復興資金供与等に基づく経済再構築に成功したものの、アメリカが国際金融世界で覇権を握っている現状は、無論国際金融世界内で一定の紆余曲折¹⁶⁾はあるにしても、爾後100年を超えた現在に至るまで変わっていない。

ところで、2019年に国境を越えて実施された大掛かりな金（ゴールド）現物移送実話を披露してこの項目説明を終えたい。第二次世界大戦勃発直後、ナチス・ドイツ軍に電撃占領されたポーランドで在ワルシャワ。ポーランド中央銀行本店。地下大金庫から、亡命ポーランド政府と共に推定40億ポンド（現在価格ベースで推定6,240億円）に及ぶ総量約100トンに達する金（ゴールド）現物がイギリス・ロンドン（イングランド銀行本店？）から、80年振りに本国ポーランドへ帰還することが決定された。詳細は必ずしも詳らかにされていないものの、本件極秘現送計画は金（ゴールド）現物8,000本を陸路（イギリス・ポーランド国内）・空路（イギリス→ポーランド）を文字通り1グラム単位¹⁷⁾での過誤もなく、延べ8回に亘って実施された。受け入れ後、返還まで80年間にも及ぶ帳簿に於ける“厳密な上にも厳密な”取扱が行われていた成果に基づく正貨取扱の有効性が実証された、と言うべきであろう。

（出所）：“The Pay Off — How Changing the Way We Pay Changes Everything —”

b. 銀行の今も昔も変わらない役割

本章冒頭で定義した決済を銀行はSystemとして営んでいる。これを銀行が現実として行っている「決済System」という切り口で概説すると、以下の通りである。金融仲介機能を担う銀行を含む金融機関は債権・債務を取引両当事者間で行われる資金授受取引を円滑に精算する機能を果たしている¹⁸⁾。国内・国外を問わず、グローバル化が進み、国境を越えた

15) <https://www.oecd.org/about/>
<https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB23023028>

2022年9月10日 閲覧

16) <https://www.seijo.ac.jp/pdf/faeco/kenkyu/125/125-itou.pdf>
2022年9月12日 閲覧

17) <https://gold.tanaka.co.jp/commodity/souba/d-gold.php>
2022年9月12日 閲覧

18) 今更定義するまでもなく、金融とは「資金を融通すること」である。すなわち、金銭を貸借し合うこ

商業取引が広範に展開されている高度に発達したビジネス取引社会にあつては、様々な経済取引主体間で途切れることなく、大量かつ反復している各種経済行為が効率的にかつ安全・確実に実行されなければならないことは自明であろう。（一瞬の中断もなく、正しく正確に決済されることが不可欠である）。

このように、ビジネス取引の根底にあり、展開されている現代国際（国内）取引を維持・発展して行く日本に於ける「決済 System」について、先ず要約することを試みる。

日本の銀行で使用されている決済 System を眺めると、①日銀ネット、②外国為替円決済システム、及び③手形交換制度が主なものである。本稿は銀行実務指南書を意識して書かれていないので、詳細精緻な部分にまで及ぶ論述は行わず、学術研究の視点から重要と認識している範囲での説明に留まる。

①日銀ネット

日銀ネットは正式名称「日本銀行金融ネットワークシステム」¹⁹⁾ と言い、(i) 日本銀行と取引先金融機関間で遣り取りされる資金（日銀当座預金 a/c 経由²⁰⁾）、(ii) 国債決済オンライン処理を通じて効率的・かつ安全に決済することを目的として構築された日銀自身が運営しているネットワークである。日銀ネットでは、日本銀行電算センターと、日本銀行本支店および日銀ネットに参加している全金融機関が専用通信回線経由にて接続されているので、日本銀行本支店・取引金融機関入力データが即時電算センターでオンライン処理されている。日銀ネットと金融機関の接続に関しては、端末接続の他にも、参加金融機関運用コン

とであるが、経済学の観点から定義すると「市場経済を構成する家計・企業人・政府からなる3つの経済主体の間（それぞれの経済主体内を含む）で、資金余剰主体から資金不足があり、資金需要を満足するため金銭を融通することである。金融機関の種類として広義では、直接金融＝資金供給者が資金需要者に対して、増資・社債等両当事者との間に市場から資金を直接調達して法律上、当該資金を巡る直接的権利義務を仲介する証券会社等に代表される直接金融と、最終的資金供給者と最終的資金需要者との間に第三者である銀行等に代表される間接金融に分類される。間接金融の場合にも、直接金融と同様に標記両当事者間は固より介在者で銀行に代表される債権者と最終的資金需要者である債務者との間に於いても、それぞれが債権者と債務者という法律上の関係に基づいた金融を通じて密接不可分な関係が発生する。

狭義では、法令に基づく定義として「金融機関」という場合に於いて、基本的には通例後者である銀行等“間接金融”に分類される（最終的資金供給者と最終的資金需要者との間に介在する者）を金融機関と呼称している。具体的には一般公衆から預貯金等を受け入れ、当該原資を基にして融資＝貸付行為＝与信業務を行っている者が金融機関とされている。本項では銀行という名前で金融機関一般を論じていることを予めお断りしておく。

19) <https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/>

2022年9月15日 閲覧

20) <https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i07.htm/>

2022年9月15日 閲覧

ピュータとの間で直接接続も可能である。

日銀ネット機能には、a. 資金決済システムである「日銀ネット当預系」と、b. 国債決済システムである「日銀ネット国債系」がある。このうち、日銀ネット当預系では、金融機関等が日本銀行に開設している日本銀行当座預金間資金振替によって、短期金融市場取引・国債取引資金決済、全国銀行内国為替制度・手形交換制度、外国為替円決済制度等の民間資金決済システム等に関わる資金決済が行われている。また、日銀ネット国債系では売買に伴う国債決済、国債発行時入札・発行・払込等が処理されている。決済状況を概観すれば、a. 日銀ネット当預系では日銀当座預金 a/c を経由しての資金取引（決済）では（i）短期金融市場取引²¹⁾、（ii）国債取引に伴う資金決済。（iii）（あ）全国銀行内国為替制度、（い）手形交換制度、（う）外国為替円決済制度²²⁾等民間決済 System に直接関係しており、中央銀行である日銀と不可分一体で運用されている資金決済が行われている。b. では、買いオペ・売りオペ等、日銀による金融政策そのものである国債売買に伴う資金決済、国債新規発行（借換債も含む）時実施される入札・発行・払込等がネット決済処理されている。

資金移動（決済）がオンライン化されたことは、決済インフラのネットワーク化、金融取引のグローバル化、更には金融サービス内容及び種々多様な様々な取引ニーズの変化等々、日銀ネットを巡る環境は国内・国外を問わず、グローバル化が進み、国境を越えた商業取引が広範に展開されている高度に発達したビジネス取引社会にあつて従前に比して、大きく変化した実務取引を正確かつ短時間に決済する重要な社会的インフラ System となっている。このような変化に適切に応え、一方では取引金融機関が従前から習熟したシステム基盤を維持しながら、改修してきたインフラ System も次第に運営上の限界が専ら技術面で困難となってきた。また同時に費用も嵩み、費用対効果面からも、現行「新日銀ネット」を構築して、慎重の上にも慎重を期して2014年1月と2015年10月の二段階に分割して稼動開始して今日に至っている。現行「新日銀ネット」構築にあたっては、最新情報処理技術を採用したことは当然として、中長期的にもあり得べき今後の決済需要変化等を見据えた高度な柔軟性、更にはアクセス利便性向上等を基本概念にしたことは再説を要しないものの、時差が存在しているため、欧米・アジア等海外市場ベース決済時間帯とも System の上で必要なオーバー

21) 短期金融市場は一般に「期間1年以内の短期資金取引が行われる市場」の呼び名である。主要市場としては、①コール市場、②CD (=Certificate of Deposit/ 譲渡性預金) 市場、CP (=Commercial Paper/ 短期資金調達目的で、企業・金融機関が発行する無担保有価証券。コマーシャルペーパー) 市場、③国庫短期証券市場、④債券現先市場、⑤債券レポ市場等がある。

22) <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/efforts/system/gaitame-kisoku.pdf>

2022年9月16日 閲覧

ラップについても一段の改善が確保された²³⁾。この結果、海外取引等国境を超えたグローバル化に対応した資金移動・国債等の決済が迅速かつ確実になっている。

②外国為替円決済システム並びに全国銀行データ通信システム

全国銀行協会²⁴⁾は、日本国内で活動する銀行、銀行持株会社及び各地で組織されている個別銀行協会を会員とする組織で、日本の民間銀行を代表する団体である。民間銀行が取り扱う円資金について、外国在住の個人（非居住者）、外国法人（日系現地法人等を含む）が日本国内宛て円資金振込依頼時、あるいは金融機関同士で外国為替売買が行われた際に最終的に精算する円貨ベース決済が行われる。これら資本取引を全国銀行協会が業務の一環として、正確かつ迅速に処理しており、当該の仕組みを「外国為替円決済システム」と呼んでいる。支払指図伝送等関連事務は、全国銀行協会から委託を受けた日銀が前述した日本銀行金融ネットワークシステム（略称：日銀ネット）を経由して現場に於ける決済処理を行っている。このように、公共決済 System である全国銀行協会が運営している主に小口資金決済を取り扱っている「全国銀行データ通信システム」（略称：全銀システム）についても説明する。

金融機関本来が担っている金融実務取引として、a. 受信機能 b. 与信機能と共に c. 為替機能があることは、標準的水準の金融論教科書にも書かれて²⁵⁾ おり、本項では詳細記述を割愛する。全銀システムを経由して、日々膨大な規模で処理される標記3機能のうち、c. 為替機能を担うシステム部門は、法人・個人を問わず金融機関に対して「振込」依頼等を受けた場合に加盟金融機関相互間に於ける現金決済を処理するために運用されている仕組みのことである。具体的には各種振込をはじめとする民間金融機関為替取引に関する電子データ処理は、全銀システム Server に送信されて行われる。当該電子データ処理は取扱金額に2種類に区分されている。1件@1億円以上の大口取引と、1件@1億円未満小口取引の2区分される。前者は支払指図毎に決済処理に必要な電子情報が全銀システムを経由して日銀ネット宛

23) 2016年2月、従来は19時で止めていた稼動時間を2時間延長して21時までとした。北米・欧州大陸部冬時間では、それぞれ現地早朝午前7時（北米：New York）、13時（Frankfurt, Zuerich等）。ドーバー海峡を渡った London は12時になる等、東京市場との当日内オーバーラップ時間帯延長は、決済即時化等 real business 高度化にとっても望ましい機能が実現された。日本銀行自身も Home Page を通じて「日本銀行では、日銀ネットが、金融サービスの高度化や顧客利便性の向上、さらには日本の金融市場の一層の発展につながっていくことを期待しています。また、そうした方向で日銀ネットが最大限有効に活用されていくよう、幅広い関係者の方々と対話を重ねていきます。」とコメントを加えている。

24) <https://www.zenginkyo.or.jp/>

2022年9月17日 閲覧

25) https://www.zenginkyo.or.jp/special/money-highschool/data/textbook/k_t_00.pdf

2022年9月17日 閲覧

て送信される。当該データを受信した日銀では日銀 RTGS（Real Time Gross Settlement/即時グロス決済）²⁶⁾に基づき、即時処理されて最終的には仕向け金融機関・被仕向け金融機関等関係金融機関相互間に於いても、それぞれの開設日銀当座預金口座を通して精算される。すなわち、資金決済も完了する仕組みである。

後者は全銀システムセンターで、個別支払指図集計後、仕向け金融機関・被仕向け金融機関等関係金融機関相互間受払差額を算出し、当該結果が日銀システム宛て予め定められている時刻にて On line 送信される。当該送信結果に依拠して各金融機関と全銀システムの間で、前者同様に日銀当座預金口座を通して精算される。すなわち、資金決済も完了する仕組みは同様である。これに紐付けされる格好で、百貨店・量販店・一般商店は固より、小額商品販売を中心とするコンビニエンスストア等に於いても、商品販売情報処理 System を経由してそれぞれの端末網が最終的には全銀システムと連携して、リアルタイム処理される POS²⁷⁾ レジを経由して決済する仕組み²⁸⁾ が構築されている。物品販売に代表される商取引という

26) <https://www.boj.or.jp/paym/bojnet/rtgs/index.htm/>

2022年9月17日 閲覧

27) 販売時点情報管理システム“Point Of Sales”の略称である。消費者購買行動高度化が進んでいる今日、仮令同一商品であるにしても、色彩・内容量・外装等が異なる店頭販売（陳列）されている膨大な商品が存在している。これら多種類・個別商品外装には、工場出荷の時点で印刷されたバーコードが漏れなく貼付されており、OCR、POS 端末等を通して商品情報を瞬時に読み取れるようになっている。この結果として、@単品レベルにまで遡及できる商品管理、販売管理が可能である。このように、当該個別商品に関する必要情報（例：商品名・価格・数量・購入時間等々）を POS Register/POS 金銭登録端末で入力し、当該必要情報を Back yard 設置 Server に流し込むことを通じて、集計分析することが可能な一連 System = POS システムが広範に普及している。具体的に述べれば、①主としてリアル店舗を構えて商取引を行う小売業の売場で利用され、② Back yard 業務（=在庫管理・受発注業務）の他、③顧客データ管理（=顧客の性別・年代・来店人数・天候）等々を組み合わせて、死に筋商品（販売が振るわない商品）・売れ筋商品（売れ行き好調な商品）を抜き出し、層別展開による売上予測・変動要因分析等高度販売管理データ・財務データ等作成までもが可能になる。

併せて、決済に顧客が使用した Credit card、IC を基盤に組み込んでいる会員カード等、顧客個人情報を電子情報化して紐付ける等して、顧客個人特有の属性を統計処理した特売商品購入勧誘等顧客購買活動特性・傾向を意識したセールス機能までもが構築されている。購入時レシート購買履歴に沿ったクーポン券発行等が挙げられる。小売業界では盛んに試みられている、データベース・マーケティング（Date Base Marketing/BMK）展開に必要な電子情報システムに成長している。

28) 一例として、ノンバンクに分類されるクレジットカード会社が個別小売会社と相互連携して発行している「ハウス・カード」と呼ばれる“お得意先様外商優待カード”に基づき、囲い込んだ顧客が個別小売会社の間で発生した債権・債務を決済する実体経済と金融経済を架橋する System が運営されている。以下 URL は、偶々筆者手許にある某百貨店グループ「ハウス・カード」案内 URL である。

https://www.jfr-card.co.jp/magazine/20220928.html?utm_source=mailmagazin&utm_medium=mail&utm_campaign=20220928mh

2022年9月18日 閲覧

実体経済を動かす営みが、恰も1枚の紙の裏表にも譬えられる金融経済に本源的に含まれる「債権・債務関係を債務者が支払義務を果たすことによって消滅」させる資金決済という〈貨幣を媒介とする経済行為〉を電子情報を經由してここでも高度に機能している現実には、改めて瞠目せざるを得ない。

全銀システムは第一次石油危機が勃発した1973（昭和48）年、都市銀行・地方銀行等88行が参加して出発した。その後、約50年近くが経過する間に金融取引の迅速化・大規模化・金融業界構成員（銀行—旧相互銀行を含む—・信託銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・漁協—それぞれの業態で中央機関を含む—）多様化等を反映しつつ、民営化（2007年）以降郵貯銀行²⁹⁾が接続して民間金融機関の殆ど全てが全銀システムに加盟して現在に至っている。筆者は先にも、「金融機関投融资行動それ自体から、資金循環機能/Cash Flow循環を規律するためには①如何なる規準が必要なのか。②当該規準は如何なる経緯を経て確立されたか。③実体経済と金融経済とは相互に“合わせ鏡”の関係にあつて、前者が正しく機能する際には、後者も正しく機能すると推定される粗々の仮説を得ている」と述べている。詳細については、[原田2022 36頁以下]を参照されたい。

③手形交換制度

決済を効率良く確実に行う制度として、当座預金勘定を取引銀行に開設している法人・自然人は商取引に伴う便法として、当該相手先宛てに小切手や約束手形を振り出し、あるいは為替手形を受け取ることが可能である。しかしながら、小切手（先日付小切手は別）は即時資金化できるものの、手形は満期日まで現金化できない。手形受領者はそうは言っても、資金繰り上、満期まで手許に留め置くことは得策ではないので、当座勘定開設取引銀行に当該手形を持ち込み、持ち込まれた銀行は当該有価証券（手形）信用度を審査した上で、一定額の手数料を徴求して現金化する商業慣行が広く行われている（手形割引）。この過程で、手形法上現金化するために、支払場所として指定されている金融機関（支払銀行）に対する呈示が必要であるところから、遠隔地に支払銀行がある場合等当該支払銀行に対して、直接支払呈示を行うことは不便である。この不便を省略すべく、当該取引先は、自己の取引銀行に対して手形取立依頼を行うことが広く行われている。

取立依頼を受けた銀行も、当該手形を当該支払銀行に対して支払呈示しなければならないのであるが、大きな労力と紛失・盗難等の危険を伴うので、これも慣行として一定地域内で営業している金融機関を構成員となることで、取り立てるべき手形等有価証券のある特定場所（手形交換所）に集団的に持ち込み、相互に呈示・交換して当該差額相当資金額（交換

29) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%83%B5%E6%94%BF%E6%B0%91%E5%96%B6%E5%8C%96>

戻)だけを授受して、決済する仕組みが整備されている。

東京では受け入れた手形等有価証券類は、交換期日前日夜に集積され、翌日実施される手形交換で支払銀行に渡されて決済される。当座資金不足等により決済されない場合（不渡り）には、2営業日後の不渡返還時限までに戻される。6ヵ月以内に不渡手形³⁰⁾を2回出せば、債権保全のための貸出を除いて、当座勘定および貸出取引は2年間停止される。外部資金調達が困難になれば、以後のビジネス活動継続は現金決済だけに限られることを意味するので、不渡手形を出した当事者は倒産することを意味している。銀行の役割である「資金授受取引を円滑に精算する機能である決済業務」が手形法・小切手法等による厳格な規準に基づいて、業務の健全性を担保していることは当然であるものの、脚注30で申し合わされている私的規則も、事実上の法源として重要な機能を果たしている。東京に限らず、このほか各地の銀行協会等によって運営されている手形交換所に於いても「6ヵ月以内に同一手形交換所に於いて、2回の不渡りを出した約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人は、取引停止処分に付される。取引停止処分に付された者は、当座取引及び貸出取引を停止される。」旨定められていることで、手形・小切手に代表される決済手段としての有価証券制度の信用が維持されていることを知る必要がある。

3 健全な銀行ビジネスが行われるべき理由

〈健全な銀行ビジネスが行われるべき社会 System〉を現実に機能させるためには、銀行監督制度が他ならぬ“監督されるべき銀行”が市場経済では一定周期で必ず繰り返される景気変動に伴う不動産価格、株式・債券等実物資産・金融商品価格高騰に幻惑された実体験が参考になる。この論点について筆者は、専ら「金融機関が1990年代末～2000年代初頭にかけて政府・日本銀行主導になる①資本系列を超えた統廃合（例としてメガバンク3行誕生等）、②不良債権処理等を通じて日本の金融危機が収束した」こと等、銀行を中心とする金融機関と信業務がバブル期³¹⁾に投融资採算上、償還不能（元利金当初約定通り返済されれば、当

30) 最新手形交換規則（東京手形交換所）2022年9月19日 閲覧

https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/clearing/tokyo/tokyo/rule_tokyo_1.pdf

31) 1985年～1990年とされる。バブル経済真っ最中の日本。東京周辺不動産価格暴騰1つの実例として、マスコミにより当時喧伝された東京湾岸不動産案件について記す。アメリカ西海岸・カリフォルニア州に所在する高級住宅地・Beverly Hills/ビバリーヒルズに肖ったと推測される“千葉リーヒルズ”なる宣伝文句を謳った高級分譲不動産プロジェクトが大手不動産会社により手掛けられた。千葉市の南東部に位置して東京都心部～分譲現地間には50km以上の距離があり、分譲当時はJR京葉線も終点・東京まで未開通であった。このため、都心通勤者にとって不便極まりない住宅地であった。この地区で1989年分譲開始された“ワンハンドレッド・ヒル”は、@1戸単位分譲価格が5億円～15億円にノ

該貸金は銀行→取引先→市場→取引先→銀行と Cash Flow が循環して拡大再生産を遂げて収束するのではなく、発散して雲散霧消してしまう現象を指す)に陥り、預金を源泉とした信用創造を通じて実体経済全体に成長と活力を齎す資金仲介機能を喪失した原因について述べた [原田2022 36頁以下]。その後、2005年前後に貸し渋り、貸し剥がし等を行い、与信先である債務者を苦しめ、その理不尽と犠牲の下に漸く不良債権処理を終えたプロセス、並びに金融当局による監視結果を「法律による厳格な規準に基づき検査した結果、この銀行のビジネスは公明正大に行われている」と闡明した外部監査証明と共に、金融機関それ自身も内部監査基準に従って、ガバナンスを効かせた結果として社会的信頼を得た結果である、とする試論を展開した。

要すれば、「監督官庁たる金融庁による銀行検査と併せ、中央銀行たる日本銀行による考査を受けることにより、金融機関から投融資を受けている企業・顧客。また、投融資原資を提供している預金者等から構成される一般国民公衆が監督官庁・金融庁による銀行検査と併せて日本銀行による考査を受けることにより、これら金融当局による監視結果を『法律による厳格な規準に基づき、この銀行のビジネスは公明正大に行われている』外部監査証明に信頼を寄せていること。そして、監視される金融機関それ自身も内部監査基準に従い、あるべきガバナンスを効かせるようになってきた結果、社会的信頼を勝ち得た」ということである。

このような文脈で、今も昔も変わらない銀行の役割は資金の授受・取引を円滑に精算する機能である決済業務についても、「法律による厳格な規準に基づいて業務の健全性を担保する」との与信業務にも求められる全銀システム構築と発展過程等を述べたように社会的信頼を勝ち得た、ということであろう。

、達する異常に高い価格で販売された。当時の平均的なサラリーマン年収では、想定される生涯賃金を遥かに凌駕する水準に達していた。冷静に考えれば、事業所得者ではない給与所得者が ①不動産価格の暴騰継続→②上物居住物件は経年劣化し、売買価格は低下するにしても、底地は更に高騰するので、本文「担保物件である残債付持家を売却することで残債は繰上弁済され、前回融資額を上回る現金が手許に残る」。あり得ない資金計画を基に購入した現実は、悲惨である。このような環境下、分譲活動は継続されたものの、バブル崩壊後は土地分譲のみに留まった。肝腎の分譲価格についても、最盛期価格比半額程度にまで低下したものの、それにも拘わらず売れ残り物件が多数存在した。爾後、30余年を経て、今日では話題に上ることも絶えて久しいが、“バブル経済負の遺産”の Symbol の1つとして取り上げられる。バブル経済最盛期には、この種案件が日本国中津々浦々。所謂“リゾート地”を含んで、投資採算計算上、返済不可能であり、銀行をはじめとする金融機関が絶対に取り上げるべきではない、とバブル崩壊後には容易に結論を出せる不良案件が山積していた。[原田2022 b. 脚注38一部改編]

4 決済を巡る最新事情

今日、“Fintech/フィンテック”³²⁾という新しい言葉が人口に膾炙している。この言葉は、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせでできた造語である。この言葉の範疇に属する新しい決済手段は、従来は本稿で説明してきた銀行が専ら中核となって担って来た金融機能と並行して様々な伝統的金融サービスに、日進月歩の情報技術を応用して決済現場で実用化されている諸々の革新的動態を展開している。身近な所では、例えば a. スマホ決済、b. 仮想通貨（暗号資産）、c. クラウドファンディング、d. ソーシャルレンディング等が挙げられる。技術を金融に応用することは、金融それ自体が発生した頃まで遡及できる現象（例示列挙は避けるが）であるが、「フィンテック」という新語が現れた時期は2000年代末頃のことであるようである（インターネット検索結果による）。簡単に状況を振り返ってみると、2007年～2008年にかけて起こったリーマン危機³³⁾の時期を分水嶺にして標記電子決済を一例とする新たな決済の仕組みが金融市場に登場するようになった。以下、これら例示した新しいお金の形と多様化する決済を巡る最新事情について説明する。

32) <https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i25.htm/>

33) 1850年創業、投資銀行業界では名門と呼ばれて来たリーマン・ブラザーズ社が2008年秋に、負債総額約6,000億ドル（当時、邦貨換算約64兆円）に達するアメリカ史上最大の企業倒産に端を発する世界中に連鎖した信用収縮を原因とする金融危機を言う。同社は高リスク金融商品であるサブプライム・ローンを顧客信用力不問にしてまで積極的販売を行い、業容を拡大させてきた。しかしながら、前年春頃から始まった住宅バブルが崩壊し、膨大な不良債権化した信用リスクが顕在化して最終的に当社そのものが消滅した。この前後、アメリカ国内景気循環拡大過程で、非正規雇用者等の低所得者層を対象とする信用供与（中長期的に見ると、債務者が銀行借入金元利返済能力を超えた状態であるにも拘わらず）が住宅金融市場で“sub prime”＝「劣後」を意味するアメリカの金融用語であるサブプライム・ローンと呼ばれる住宅ローンを主体に、国内金融市場が大手を振って貸金残高を増加させていた。

金融商品設計上、“Prime”が「最良」「優良」を意味する。一方、信用供与上は問題を含んでいる元利返済能力しか有さない債務者に対しても、銀行が多額貸付を可能とする金融商品であった。20世紀末～21世紀初頭にかけて急激に発展したWindowsをOSとする情報分散処理を従前はメイン・フレームと呼ばれていた大型コンピュータではなく、卓上でも容易に操作可能である高性能かつインターネット回線に接続され。一挙に情報処理速度と内容が飛躍的に向上したPersonalコンピュータが登場した。

これらハード機器類面新機軸と共に、ソフト面でも精緻かつ高度な商品設計を可能とする金融工学に裏打ちされた数学的手法を用いて従来は分離不可能であった信用リスクをCoreとMezzanineに分割して、これらサブプライム住宅ローン債権の証券化が広く行われるに至った。このようにして、日本では証券会社に近い投資銀行によってジャンク（屑）債権/Junk Bond債権（＝高い債務不履行確率を抱えるリスク債権）と、その反対に債務不履行確率が低い正常債権を数学的に組み合わせで組成された〈高利回り金融商品〉がアメリカ国内は固より世界中の金融機関、投資家等を買手として巨額かつ様々な金融Schemeに仕立て上げられ販売された。

a. スマホ・アプリ決済：前払式/prepaid。資金源泉としては、現金・銀行預金乃至 Credit card から電子的に課金して Cashless 決済する「Pay Pay マネー」、「au Pay」、「LINE Pay」、「楽天 Pay」、「Id」、「pring」等。後払式/post pay では「QUICK Pay」、「ID (クレジット)」、その他各種クレジットカードと紐付された決済手段もある。

b. 仮想通貨：暗号資産とも言う。日銀によれば、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」で定義され、以下の財産価値を有する金融資産が列挙されている。

- (1) 不特定の者に対して、代金支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できること
- (2) 電子的に記録され、移転できること
- (3) 法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではないこと

特定の国家（ユーロ圏域内等を含む）が究極的に法貨に化体されている経済価値³⁴⁾を保証していない通貨であり、主としてインターネット上で「現金」のように授受されている。専門取引所等を経由して円、米ドル、ユーロ、人民元等々法貨と交換して、一部商品・役務（サービス）売買等決済に利用可能な「デジタル通貨」である。フィンテック基幹技術の1つを構成している「ブロックチェーン」³⁵⁾を利用することで、改竄不可能である取引データ

34) 貨幣の機能的存在意義は、一般に以下3機能である。

- ①価値尺度機能 ②交換機能 ③価値保蔵機能

35) 仮想通貨（暗号資産）を使用して決済を滞りなく完了させるためには、仮想現実/バーチャル空間にほかならないインターネットの現実の中で、不特定多数の取引関係者が財産権の主体である「現金」のように授受される法律上も保護される経済価値を確実に遣り取りする電子通信・工学環境が整備されている条件が満足されている必要がある。これを実現するためには、暗号技術の中で「ハッシュ」、「電子署名」と呼ばれている手法を取り入れることで、万一改竄行為が試みられたとしても「電子データが改竄された」事実を容易かつ確実に検出できる、とされている。筆者専門領域・分野を超えているので、当該メカニズムを証明できないことは遺憾であるが、要約すれば従来商業運用されてきた各種分散システムには、システムの中央に管理者が存在していたにも拘わらず、ブロックチェーンでは①管理者が不要であること。②情報システムの作り込みそれ自体の裡に中央集権的に個人情報集中を回避していること、③このように改竄が困難なために、商業取引の現場で相互に見知らぬ個人・法人間の取引であっても、一義的には滞りなく決済を完了させることができる、とされている。

更に、ブロックチェーンでは不特定多数の参加者が取引を行う中で、多数の参加者（必ずしも参加者全員であるとは限らないものの）が取引履歴のコピーを記録しているため、参加者コンピュータの一部がシステムダウンしたとしても、正常に取引を継続している残りの大多数の参加者が記録を保持し続けているため、システム全体がダウンすることはない。この取引履歴のコピーは同時に削除もできないため、一度記録された取引の記録は消えず、証拠（電子的証明）として残り続ける（多くの参加者でデータを分散して持つシステムを分散システムと呼ぶ）。すなわち、ブロックチェーンでは、全ての参加者が自律して取引履歴をコピーし続けていることで、多数参加者に同一データを分散保持させる仕組みであり、結果として (i) システムダウンが起きないこと、(ii) 取引記録抹消不可能であら

を残し、経済価値を保証する。

代表的暗号資産としては、ビットコインやイーサリアム等が挙げられる。暗号資産は、銀行等第三者を介することなく、財産的価値をやり取りすることが可能な仕組みとして、今日高い注目を集めている。暗号資産は一般に、「交換所」や「取引所」と呼称される事業者（＝暗号資産交換業者）を経由して、入手・換金できる。暗号資産交換業は、金融庁・財務局から登録を受けた事業者のみしか行うことができない。暗号資産は、国家並びに中央銀行により発行された法貨ではない。つまり、法貨に化体される究極の信用は広義には国家（並びにEU域内でEuropean Central Bank/欧州中央銀行：³⁶⁾）が有する「裏付資産」を有し

ゝること、(iii)・自律分散システムならではの「取引の公明な記録を残すこと」が確保されている、とされている。以下は少々夢物語に近い言説であるかもしれないが、「この『取引』内容は仮想通貨や金融商品に留まるとは限らない。証券取引、保険契約、送金決済、資金調達等 a. 金融取引は当然としても b. 各種のシェアリング・サービス、c. 食品トレーサビリティ、d. 著作権管理、e. 美術品所有権、f. 医療サービス、g. 行政手続、h. 投票等々にまで、公正かつ透明な記録を残すことができる。公的情報の紛失や書き換えなども、一度正しくブロックチェーンに記録してしまえば、書き換えない公明な記録を残すことができる。」「中長期的に、ブロックチェーンが十分に浸透した世界では、利用者は当該技術が使われていることを意識することさえなく、透明な取引を行えるようになるであろう。現時点で既に定着して久しいインターネット同様、社会生活を円滑に送るために必要不可欠なインフラとして存在しているであろう。」

この観点から、クラウドデータベースは複数コンピュータで分散されており、かつバックアップも取られることからシステムエラー、改竄修復も可能である。大手事業者が提供するサービスであれば、安定性も高い、と一義的には言えるであろう。しかしながら、その仕組みは中央集権管理であり、サービスを提供する管理者の存在を必要とする。管理者がサービスを停止させるならば、データベースの中身は消失するし、更に管理者側の都合によって情報操作、フェークニュースの拡散、データ抹消の可能性さえもあり得る。

36) <https://www.smbc-card.com/mem/hitotoki/cashless/fintech.jsp>

2022年9月20日閲覧

ユーロ圏域内19か国金融政策を担う中央銀行。欧州中央銀行組織は、ドイツ連邦銀行およびドイツ州立銀行をモデルにしている。役員会は欧州中央銀行制度の下で差配される加盟各国中央銀行総裁から構成される政策理事会（独語：EZB-Rat、仏語：Conseil des Gouverneurs）により、構成される。

1999年、初代総裁にはオランダ銀行総裁・オランダ大蔵大臣歴任者であるウイム・ドイセンベルクが就任した。2003年11月には元フランス銀行総裁のジャン＝クロード・トリシェが第2代、2011年11月には、前イタリア銀行総裁マリオ・ドラギが第3代総裁となっている。任期は2019年11月1日まで。役員会は中央銀行としての方針を策定する6人で構成される。役員はユーロ圏各国の全会一致での決定を受けて指名される。第4代現総裁は、元国際通貨基金（IMF）専務理事であったクリスティーヌ・ラガルド（2019年11月1日～）。欧州中央銀行の主たる業務は、ユーロ通貨価値維持、物価安定、雇用維持等、各国中央銀行が担っている業務をユーロ圏全域で執行する金融政策を実施することである。具体的には、これら目的を実施するため、以下の手段が挙げられる。

- ①公開市場操作
- ②預託機関—民間銀行の資金預託
- ③資金貸付機関—民間企業に対する資金貸付 等々

ていないこと等々から、暗号資産利用者間需給関係等のさまざまな要因に基づいて、暗号資産価格が大きく変動する性質を本源的に有している点、注意が必要である。

しかしながら、このように不安定要素を内包しているにも拘わらず、様々な決済の現場にあっては、(i) コロナ禍収束が予想され、現下の急速な円安・ドル高基調等の下で、「爆買い観光」「おもてなし需要」を期待して再び増加が見込まれる外国人への対応、(ii) 国内居住者についても、消費利便性向上等を希求する動きが従前と比較しても無視できない環境に移行しつつある。このため、2020年春勃発して現在も完全には収束していない決済現場での現金授受忌避慣行定着等の動きもあること等を受けて、日本政府はキャッシュレス化を促進している。労働基準法等が給与生活者に対する支払（労働対価代金である決済）を、長い歴史と確実性に担保されてきた銀行口座・郵貯銀行口座等々宛てに³⁷⁾ではなく、スマートフォン等宛てに暗号資産で振り込まれることを可能とする法改正実施を検討している動きがある。報道情報によれば、現時点では禁止されているスマホ・アプリ決済を経由する賃金支払が「労使等から委員を出して構成されている厚生労働省審議会に於いて、2年前に議論が開始された『給与が銀行口座ではなくスマートフォン〇〇ペイ宛てに振り込まれる』デジタル支払（決済）が厚生労働省当該審議会了承されれば、2023年度以降可能になる見通し」である。

なお、日本政府が漸く重い腰を上げて開始しようとしている a. で述べた決済アプリ運営事業者等を規律している法律上の「資金移動業者」については、最終着落き状況は確かではないものの、「PayPay」「d払い」「au PAY」等を経由して行われる模様である。もし実現すれば、厚生労働省が実施した最新調査によると85社が登録されており、今後これら業者から上がって来る申請内容を審査して指定に向けた手続きが進行することになる。本稿2 「金

37) 通貨払の原則は、貨幣経済の支配する社会において最も有利な交換手段である通貨による賃金支払を義務付け、これによって、価格が不明瞭で換価にも不便であり、弊害を招くおそれが多い実物給与を禁じたものである。立法当時（1947年/昭和二十二年法律第四十九号）は今日とは異なり、銀行等金融機関に開設した預貯金口座宛て電子振替送金（内国為替）慣行は必ずしも広範に行われるものではなかった。給料袋に支払われるべき賃金を1円単位で封入し、現金払いを行う方法が通常であった。私事ながら、1979年4月。私自身が開銀初月給を受け取った際、1円単位で封入した給料袋を受理したので、全額現金払いを受けた朧げな記憶が残っている。5月以降は、開銀人事部給与課宛て届けを出し、私個人名義市中銀行普通預金口座宛て電子送金受領に切り替えた。転職後、学校法人関西大学給与等支払についても同普通預金口座宛て電子送金受領が現在に至るまで継続している。

【厚生労働省 Home Page から該当政策を引用】

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijyungyosei05.html#:~:text=%E8%B3%83%E9%87%91%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AF%E3%80%81%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%9F%BA%E6%BA%96.%E8%B3%83%E9%87%91%E6%94%AF%E6%89%95%E3%81%AE%E4%BA%94%E5%8E%9F%E5%89%87%EF%BC%89%E3%80%82

2022年9月21日 閲覧

融機関が提供する決済」を巡る論点の中で述べた事案 a. の2【法貨信用の基礎】及び脚注10並びに11にも記載した通り、個別主権国家内（超国家的国際機関に分類される EU 域内ユーロ圏など共通法貨）に於いては、管理通貨制度下、中央銀行が発券する銀行券と財務省が造幣する補助貨幣が流通している所与の状況にも蟻の一穴で、大きく変動する可能性がある。今後の展開を注目したい、と筆者は考える。この他にも、③投資・資産運用・ロボットアドバイザー（Web or 専用アプリを經由して素人であったとしても、簡単に投資できるサービス、投資・資産運用のための分析ツールサービス）、④オンライン上で、主として個人から小口資金を集めて、特定事業の立ち上げ、発展等を可能とするクラウドファンディング、⑤資金調達希望を有する法人と資産運用を希望する個人投資家をマッチングするオンラインサービスであるソーシャルレンディング等々各種各様の決済を巡る最新商品がある。詳細は割愛する。

5 おわりに

本稿で筆者は決済業務について論じた。私事ながら、本学教授に転職するまで28年間を私は日本政策投資銀行（旧・日本開発銀行）員として職業生活を送って来た。その後、本学を定年退職するまで15年間を金融、各国の政治・経済、地域経済論等々専ら社会科学に属する分野・領域を専門として教育・研究に従事してきた。このような次第で、本稿は累計43年間に亘り過ごした銀行実務と学究生活を融合させて執筆した論攷である。本文を御高覧下されば、お分かり頂ける通り、この間に於ける金融（就中、銀行を中心とする）を巡る膨大な論点は、15年戦争敗北後、壊滅した日本経済を復興させるべく復興金融金庫³⁸⁾ が設立され、

38) 国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵 「復興金融金庫」関連史料

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KEY_S1=%E5%BE%A9%E8%88%88%E9%87%91%E8%9E%8D%E9%87%91%E5%BA%AB&IS_TAG_S1=InD&IS_MAP_S1=&IS_LGC_S1=&IS_TAG_S11=&IS_LGC_S11=&IS_RNG_BGN_S11=&IS_RNG_END_S11=&from_dayS11=&from_monthS11=&from_nameS11=&from_yearS11=&to_dayS11=&to_monthS11=&to_nameS11=&to_yearS11=&IS_FROM_PULL_S11=&IS_FROM_YEAR_S11=&IS_FROM_MONTH_S11=&IS_FROM_DAY_S11=&IS_TO_PULL_S11=&IS_TO_YEAR_S11=&IS_TO_MONTH_S11=&IS_TO_DAY_S11=&IS_TAG_S12=&IS_LGC_S12=&IS_CHK_OR_S12=&IS_TAG_S13=&IS_LGC_S13=&IS_CHK_OR_S13=&IS_TAG_S14=&IS_LGC_S14=&IS_CHK_OR_S14=&IS_TAG_S15=&IS_LGC_S15=&IS_CHK_OR_S15=&IS_TAG_S16=&IS_LGC_S16=&IS_CHK_OR_S16=&IS_TAG_S17=&IS_LGC_S17=&IS_KEY_S17=&IS_CHK_OR_S17=&IS_KIND=SimpleSummary&IS_START=1&IS_TUNMBNAIL=&IS_TAG_S51=&IS_KEY_S51=&IS_HIERARCHY_RSCH=&IS_NUMBER=20&DIS_SORT_FLD=sort.seq&IS_SORT_FLD=&IS_SORT_KND=ASC

郵便貯金等市中に僅かに残っていた民間資金と共に、全額日銀引受による日本政府保証債券（復金債）による設備資金・運転資金供給を通して資本の原始的蓄積を行った³⁹⁾。経済安定9原則指令（1948年12月）、ドッジ声明（1949年2月）もあり、復興金融金庫は廃止され、資産、負債・資本並びに役職員を承継して日本開発銀行が設立された（1951年4月）。

ここで戦後日本経済史を持ち出した意図は、市中銀行と政策金融機関である開銀（現・日本政策投資銀行）とは法人格上の違いはあるものの、収支相償原則に則った業務運営を行っているという切り口では銀行が固有に有する与信業務に関しては然程大きな差異は認められない、という所にある。この文脈で、官民共に同じ銀行業を営んでいるという切り口から、決済業務に関する現状を概説すると共に、折からのコンピュータ万能の現代、暗号技術を応用して「電子的な情報」を通貨の代わりにしようとする時代が到来している事実を述べている。本文でも述べたように、暗号資産は近々労働者に対する給与支払にも用いられる動きがある。もし実現すれば、暗号資産は通貨となり、金融（カネ）のプロフェッショナルを自他共に認める銀行が将に通貨（＝法貨であることに注意されたい）を用いて事業の一環として専ら運営してきた決済に、暗号資産取扱事業者も本格参入を果たすことになる（ただし、法貨ではないことに注意）。筆者はその最新事情について述べた。釈迦に説法ではあるものの、(i) 金融の主役は国々で異なる⁴⁰⁾。しかしながら、(ii) 暗号資産を用いた金融（決済）が広く市民権を得ている今日、非伝統的銀行が既に台頭している⁴¹⁾。その潮流の中で、(iii) 金融仲介機能は銀行にとって最大の付加価値であることは不変である⁴²⁾。

与えられた紙幅が尽きた。筆者は、これからもカネが商品そのものである銀行を中心とする金融機関業務に注目した論攷を書き続けて行く。本稿で十分に述べられなかった諸論点等については、別の機会に管見を纏めたい、と考えている。

39) 鉄鋼・海運・石炭・肥料等経済復興上、優先順位を付けて重要産業に対する国家資金投融資を行う傾斜生産方式に基づく事業再建を実施した。これら投融資対象事業正常稼働から齎される新たな収益が15年戦争敗北時点に於いて壊滅した日本の鉱工業を再び立て直すこととなった。朝鮮戦争特需（1950年～1953年）による国連軍（実態は米軍）から潤沢に日本国内に撒布される米ドル資金蓄積もあり、戦後10年目を経た1955年時点で日本経済は戦前の水準を回復していた。

40) 間接金融と直接金融、金融市場、金融機関の全体像等々。

41) 非金融事業者が銀行業に進出している。例えば、楽天銀行・ソニー銀行、イオン銀行、セブン銀行等々。枚挙に暇がない。

42) 情報生産機能、流動性転換機能、リスク負担機能、信用乗数、口座自動引落、投資信託、生・損保商品、株式等汎用金融商品仲介・斡旋事業認可等々。

参考文献

〔和書〕

- 岩井克人 『経済学の宇宙』 日本経済新聞出版本部 2021年
 大久保ほか訳 『教養としての決済』 東洋経済新報社 2022年
 神里達博 『リスクの正体』 岩波書店 2020年
 神田秀樹・森田宏樹・神作裕之 『金融法概説』 有斐閣 2016年
 黒沼悦郎 『金融商品取引法』 有斐閣 2016年
 佐藤則夫編著 『銀行法』 金融財政事情研究会 2017年
 島村高嘉 中島真志 『金融読本（第31版）』 東洋経済新報社 2020年
 服部茂幸 『アベノミクスの終焉』 岩波書店 2014年
 堀天子・森毅著 高橋康文 『新・逐条解説 資金決済法』 金融財政事情研究会 2021年
 丸山俊一+ NHK「欲望の資本主義」制作班 『岩井克人「欲望の貨幣論」を語る』 東洋経済新報社 2020年
 山形治生 守岡桜 訳 『Money もう一度学ぶお金のしくみ』 東洋館出版社 2017年

〔洋書〕

- Wheelan, Charles “Naked Money: A Revealing Look at What It Is and Why It Matters”
 R, Nakayama, Kocherlakota “Money is Memory” Federal Reserve Bank of Minneapolis, Research
 Department Staff Report 218, 1996
 R, Nakayama, Kocherlakota “The Technological Role of Fiat Money” Quarterly Review, Federal
 Reserve Bank of Minneapolis, 1998
 Leibbrandt, Gottfried, de Terian, Natasha “The Pay Off: How Changing the Way We Pay Changes
 Everything” Elliott and Thompson, 2021
 Vives, Xavier “COMPETITION AND STABILITY IN BANKING- THE ROLE OF REGULATION
 AND COMPETITION” Princeton University Press, 2016

